

11月は「しわ寄せ」防止キャンペーン月間です



11月は「しわ寄せ」防止キャンペーン月間です。

～大企業等と取引先中小事業者は共存共栄！ 適正なコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更などはやめましょう！～

事業主の皆様へ

大企業・委託事業者による長時間労働の削減等の取組が、取引先中小事業者に対する適正なコスト負担を伴わない短納期発注、急な仕様変更などの「しわ寄せ」を生じさせている場合があります。

このため、厚生労働省、中小企業庁及び公正取引委員会は、11月を「しわ寄せ」防止キャンペーン月間と位置づけ、「しわ寄せ」防止に向けた集中的な周知・啓発の取組を行っています。

大企業・委託事業者と取引先中小事業者は共存共栄という認識の下、適正なコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更などはやめましょう。

詳しくは、「しわ寄せ」防止特設サイトをご覧ください。
雇用環境・均等室にお問い合わせください。

（「しわ寄せ」防止特設サイトURL）
<https://work-holiday.mhlw.go.jp/shiwayoseboushi/>



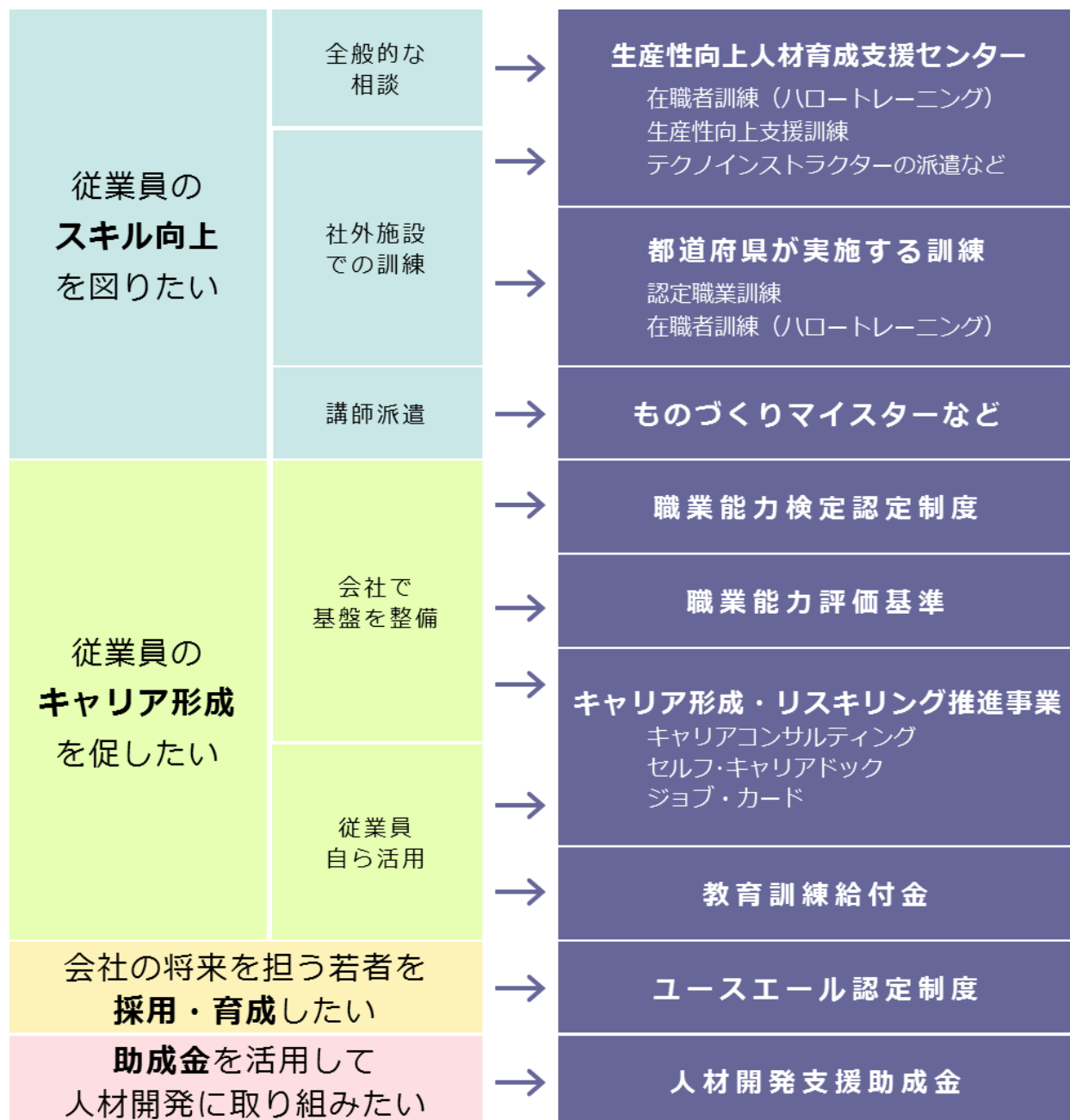
お問い合わせ先：雇用環境・均等室 〔電話番号〕017-734-4211
資料：別添1（「しわ寄せ」防止月間パンフレット・リーフレット）

人材開発に取り組む事業主・事業主団体の皆さまへ 「人材開発支援策」のご案内

厚生労働省では、11月を「人材開発促進月間」、11月10日を「技能の日」として定め、国・都道府県において人材開発施策に関連する諸行事の開催や広報活動の展開を通じて、職業能力の開発・向上の促進及び技能の振興を目指しています。

また、人材育成に取り組む事業主・事業主団体の皆様に支援するために、さまざまな支援策を用意しておりますので、従業員のキャリアアップを図る際は、是非ご活用ください。

詳しくは、人材開発支援策リーフレットをご覧ください。



○厚生労働省ホームページで詳細がご覧いただけます。

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/jinzaikaihatsu/index.html

お問い合わせ先：職業安定部訓練課 〔電話番号〕017 - 721 - 2000

資料：別添2（「人材開発支援策」のご案内 リーフレット）

育児・介護休業法 改正ポイントのご案内(令和7年 10 月1日施行)

1 令和7年 10 月 1 日施行の育児・介護休業法改正ポイントについて、ご案内いたします。

(1) 柔軟な働き方を実現するための措置等

① 事業主は、3歳から小学校就学前の子を養育する労働者に対して、以下5つの中から、2つ以上の措置を選択して講ずる必要があります。

ア 始業時刻等の変更

イ テレワーク等(10日以上/月)

ウ 保育施設の設置運営等

エ 就業しつつ子を養育することを容易にするための休暇(養育両立支援休暇)の付与(10日以上/年)

オ 短時間勤務制度

(注) 上記のうち、イとエは、原則時間単位で取得可とする必要があります。

② 事前に、過半数労働組合等からの意見聴取の機会を設ける必要があります。

③ 就業規則等の点検見直しを、お願いいたします。

(2) 柔軟な働き方を実現するための措置の個別の周知・意向確認

① 3歳未満の子を養育する労働者に対して、事業主は上記(1)①で選択した制度(対象措置)に関する事項の周知と制度利用の意向の確認を、個別に行わなければなりません。

② 個別の周知・意向確認用の様式例については、厚生労働省ホームページをご参照ください。

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/000103533.html>

(3) 妊娠・出産等の申出時と子が3歳になる前の個別の意向聴取

① 事業主は、妊娠・出産等の申出時と、子が3歳になるまでの適切な時期に、労働者の意向を個別に聴取しなければなりません。

(4) 聴取した労働者の意向についての配慮

事業主は、上記(3)により聴取した労働者の仕事と育児の両立に関する意向について、自社の状況に応じて配慮しなければなりません。

2 令和7年 10 月 1 日法改正対応の就業規則規定例については、青森労働局ホームページをご参照ください。

https://jsite.mhlw.go.jp/aomori-roudoukyoku/newpage_00612.html

お問い合わせ先：雇用環境・均等室 [電話番号] 017 - 734 - 4211

資料：別添3 (育児・介護休業法改正ポイントのご案内 リーフレット)